

## 第 1 2 回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会

日 時 令和 4 年 1 月 2 2 日（土）

時 間 午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 0 0 分

場 所 出雲市役所本庁 く に び き 大 ホール

### ～会議録～

#### ○間島防災安全部長

定刻となりましたので、第 1 2 回出雲市原子力発電所環境安全対策協議会を開催させていただきます。

初めに、副会長であります伊藤副市長がご挨拶申し上げます。

#### ○伊藤副市長（副会長）

皆さん、おはようございます。副市長の伊藤でございます。先ほど事務局からご説明しましたように、本日飯塚市長は諸般の事情により出席がかないませんでしたので、私が代わって一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日は、第 1 2 回の協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、公私ともにご多用の中ご出席をいただきありがとうございます。また、土曜日ということで、ご予約もあったかと思いますが、ご出席いただきましたこと重ねてお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、原子力規制委員会は、昨年 9 月に島根原子力発電所 2 号機の設置変更許可を出されたところでございます。この島根原発 2 号機の再稼働につきましては、本市においても、国や中国電力から島根原発の安全性や必要性、住民の避難対策などについて十分な説明を受けた上で、本協議会委員の皆様からの意見や市議会、原子力の専門家である原子力安全顧問の意見を十分に聞きながら、総合的に判断することとしております。

この間、本協議会をはじめ、原子力安全顧問会議、そして本市主催のものを含め、3回の住民説明会を開催するとともに、これらの開催状況を適宜、市議会に報告し、それぞれの場で意見を伺ってきたところでございます。本日の協議会におきましては、前回の会議以降に開催いたしました出雲市主催の住民説明会と2回の知事・3市長会議、そして原子力安全顧問の意見について、報告をさせていただきたいと思っております。

限られた時間ではありますが、委員の皆様方には忌憚のないご意見をお願いし、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○間島防災安全部長

それでは、会議に入らせていただきます。進行は、副会長にお願いいたします。

○伊藤副市長（副会長）

それでは、会議の次第に則りまして、進行を務めさせていただきます。

次第3の「島根原子力発電所に関する出雲市住民説明会について」事務局から説明をお願いいたします。

○角原子力防災室長（事務局）

皆様おはようございます。原子力防災室長の角と申します。

それでは、島根原子力発電所に関する出雲市住民説明会について、ご説明いたします。資料1の表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。

住民説明会については、昨年10月に開催した県と市の共催による説明会に加えまして、資料に記載しておりますとおり11月に市主催による説明会を2回開催しました。

説明会では、中国電力から島根原子力発電所の概要および必要性について、出雲市から原子力防災の取組として、島根原子力発電所2号機に関する経過、原子力災害に備えた広域避難計画、そして中国電力との安全協定に関する取組について、説明を行いました。

資料1では、参加者の皆さまからいただいたご意見、ご質問とその回答の要旨を記載しております。

内容を大別しますと、「原発の必要性とコスト」「高レベル放射性廃棄物の最終処分」「原発の安全対策」「避難対策」「電力事業者としての資質」「安全協定」「避難計画の周知」などの意見、質問を伺ったところでございます。

資料は、事前に送付させていただきましたので、本日は要点のみ説明いたします。

まず、「原発の必要性」に関する意見等につきましては、1ページの①から③にあるとおり、中国電力からは、安定的かつ安価であること、また温暖化対策への対応から、安全確保を前提に原子力発電が必要である旨の回答があったところでございます。

また、「原発のコスト」については、1ページの④と次ページの⑤にあるとおり、中国電力から、原子力発電の発電コスト試算には、廃炉コストや事故リスクの費用など、必要なコストを含んでいる旨の回答がありました。

2ページをご覧ください。

次に、「高レベル放射性廃棄物の最終処分」については、⑥から⑧に記載しておりますが、中国電力から、最終処分地が決定していないのは事実だが、保管場所に余裕があるため、運転しながら、処分地を探していく旨の回答がありました。

次に、「安全対策」については、2ページの⑨から3ページの⑩まで記載しておりますが、中国電力から、サイバーテロも含め、事故が起こりうる前提で様々な対策を講じていること、ミサイル攻撃については、原子力規制の中での対応ではなく、国防において対応されることなど、回答がありました。

4ページをご覧ください。

次に、「避難対策」については、4ページの⑮から5ページの⑯まで記載しておりますが、出雲市から、放射性物資が放出された場合は、緊急時モニタリングにより、必要となる地域を特定して、一時移転等を実施すること、避難道路は代替ルートを設定

しており、また、早急な道路啓開、応急対応を行うこと、避難先は島根県と広島県等との協議を経て決められたものであることなど、回答したところです。

5 ページをご覧ください。

次に、「電力事業者としての資質」については、5 ページの㉑から6 ページの㉕まで記載しておりますが、参加者から、中国電力は利益優先で安全は二の次なのではないか、また、不適切事案を、どのように改善するのかなど、意見があり、これらに対して、中国電力からは、安全が第一であること、不適切事案への対応については、一人一人が自覚し仕事に向き合い、再発防止対策を確実に実施することなど、回答がありました。

6 ページをご覧ください。

次に、「安全協定に関する意見」については、6 ページの㉖から7 ページの㉘までに記載しておりますが、中国電力からは、発電所の建設に伴う許認可権限を立地自治体が持っていることや日常生活の中に発電所がある自治体との違いがあることから、見直しは難しいこと、市民の安全を守る、環境を保全するという目的は同じであり、事故が起こったときは、立地自治体も周辺自治体も同様な対応を行うとの回答がありました。

7 ページをご覧ください。

次に、「災害時の補償」について、7 ページの㉙に記載しておりますが、参加者から、市、県、中国電力との間で、補償を定めておく協定を締結すべきでは、との意見に対して、中国電力からは、安全協定の中で補償についての定めがあること、事故が発生すれば当然、その責任は電力事業者にあり、適切に対応していくとの回答がありました。

8 ページをご覧ください。

次に、「避難計画の周知」について、8 ページの㉚から㉜までに記載しておりますが、市から、原子力防災訓練や原子力学習会のほか、依頼による学習会を行って

ること、引き続き、様々な媒体を使って、わかりやすく丁寧に説明していく旨、回答をしたところであります。

資料1に関する説明は以上でございます。

○伊藤副市長（副会長）

ただいま事務局から、前回の協議会以降に行いました住民説明会、2回開催しております。その際の参加者のみなさまの意見、市や中国電力の回答について、ご説明させていただきました。この件にご意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。

どうぞ、川光委員。

○川光委員

出雲市の男女共同参画まちづくりネットワーク会議の川光と申します。

一つ目は、2回説明会を開催されていますが、参加数は何人だったかということと、周知の方法はどのようにされたか。それと、Y o u T u b e 等でも周知するということであったが、閲覧数はどのくらいであったか。先ほど説明のあった内容は、市民のかたにも公開されるのか教えてください。

○角原子力防災室長（事務局）

まず、市主催の説明会でございますが、1回目のほうが28名、2回目が30名の参加がございました。それから広報の方法でございますが、防災行政無線をはじめ、ホームページやSNSなど、市の広報媒体を使って広報をしております。それと、Y o u T u b e の方ですが、県と市が共催しました、国と中国電力が説明した住民説明会については、県がY o u T u b e で公開しておりますが、市主催の説明会については、公開しておりません。県市共催の住民説明会の動画閲覧数については、すみませんがこちらでは把握しておりません。

住民説明会の内容については、当日あった質疑等も含め、市のホームページに掲載する予定としております。

○伊藤副市長（副会長）

はい、ほかにご意見のある方は。それではまた、後ほどでも構いませんので、ご発言あればお願いします。

それでは、次第に沿って次の報告に移りたいと思います。次は島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について、事務局から説明をお願いします。

○角原子力防災室長（事務局）

それでは、島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議について、ご説明いたします。

資料2の表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。

知事・3市長会議については、前回の協議会以降、2回開催されています。各回の議題については、資料に記載のとおりであり、この後、内容をご説明いたします。

また、関連して島根県原子力防災安全等対策交付金の見直しと、島根原子力発電所2号機に係る県からの意見照会についても、この後、ご説明いたします。

それでは、2ページをご覧ください。

まずは、11月9日の第2回会議で報告のあった県の安全対策協議会、住民説明会、県議会の特別委員会で出された質問、意見とその回答についてでございます。

このうち、住民説明会については、出雲会場だけでなく、松江、安来、雲南会場での意見等もまとめられております。

先に説明した出雲市主催の住民説明会と同様の質疑もありますので、それら以外の内容について、いくつかご紹介させていただきます。

まず、3ページの⑤をご覧ください。

地震や津波の際に、中国電力の対応人員は発電所に集まれるのかとの質問に対し、47人が常駐していること、事故後8時間以内には倍以上の人員が参集できるとの回答がありました。

同じく3ページの⑨をご覧ください。

新規制基準適合後は、原発事故は起きないということかとの質問に対し、基準に適合し、またどのような安全対策をとったとしても、絶対に安全を意味するものではないとの回答がありました。

8ページの⑭をご覧ください。

広域避難の司令塔となる県庁が機能不全になることはないかとの質問に対して、県災害対策本部の移転先には、放射線防護対策が整備されているとの回答がありました。その他の項目については、ご確認いただければと思います。

次に、12ページをご覧ください。

この資料は、住民説明会等で出された意見、質問に関しまして、県として、再度国に確認しておくべきと判断した事項であります。

また、14ページ、15ページは、県から国への重点要望の中で、原子力に関する部分を抜粋したものであります。

これらについては、後ほど、国からの回答にあわせて説明したいと思います。

17ページをご覧ください。

第2回会議では、3市からも意見を述べており、出雲市からは国・県・中国電力への要望について発言しました。

国への要望としては、5項目について述べております。

「①広域避難計画の実効性を高めるための国の支援、陸上自衛隊出雲駐屯地の機能等の拡充」、「②防災対策にあたる職員の人件費や、避難所等となる施設の改修費等への財政支援」、「③30km圏内にある本市の庁舎や、市内の原子力災害拠点病院等への放射線防護対策の実施」、「④避難路等としての役割が期待される道路の整備」、「⑤原発再稼働にあたっての周辺自治体の意見を反映する制度の構築」

続いて、県への要望としては、7項目について述べております。

「⑥避難先自治体へのマニュアル作成の働きかけなど、理解促進について」、「⑦島根原発周辺自治体で唯一市内避難がある本市への全面的な支援について」、

「⑧避難計画の理解促進や情報伝達手段の充実について」、「⑨避難車両確保を見据えたバス事業者等への支援について」、「⑩避難路等としての役割が期待される幹線道路の整備について」、「⑪避難所等となる施設の整備等に対する財政支援について」、「⑫中国電力との立地自治体と同様な安全協定の締結への働きかけ」

最後に、中国電力に対しては、立地自治体と同様な安全協定を求めていく旨を述べました。

県への要望については、当日、一部、回答がありましたが、国への要望の回答にあわせて、後ほど説明させていただきます。

19ページをご覧ください。

知事からは、3市の発言に対し、「3市からの要望等については県の要望等とともに国に確認・要望すること。」「避難方法の周知については、県と3市が一体となって取り組むこと。」「財政支援への要望については、3市に核燃料税を財源とした原子力防災安全等対策交付金を交付しているが、この制度の中で、さらにどのような支援ができるのか検討したい。」との発言がありました。

20ページから22ページまでは、安来市長、雲南市長の発言要旨を記載していますので、ご確認いただきたいと思います。

23ページをご覧ください。

ここからは、第3回の知事・3市長会議についてであります。

議題は、「県の重点要望事項及び確認事項に対する国の回答」と「3市の要望事項に対する国・県・中国電力の回答」の2点でございます。県や3市からの要望事項等に対し、経済産業省及び中国電力から直接回答がありました。

まずは、県の重点要望事項、確認事項に対する国の回答についてです。

23ページから31ページにかけて記載がありますが、その中からピックアップして説明いたします。

まず、28ページの③をご覧ください。



県からの「再生可能エネルギーだけだと、どのような問題が生じるか。その問題を解決するために、原発の再稼働を進めることが必要不可欠か」との確認に対し、国からは、「再生可能エネルギーの主力電源化が政府の基本方針であるが、様々な課題がある。また、技術開発やコスト低減の見通しには不確実性があり、再生可能エネルギーだけでは、国のエネルギー政策として適当ではない。電力を供給するうえでは、ベースロード電源、調整電源、再生可能エネルギー、をうまく組み合わせることが重要である。そのため、安全を最優先に、原子力発電を活用していくことが必要不可欠であると考えている。」との回答がありました。

29ページの④をご覧ください。

県からの「設置変更許可が終わっただけで、設計及び工事計画認可等は終わっていないのに、なぜこの時期に再稼働の理解要請をするのか」との確認に対し、国からは、「設置変更許可は、原子炉施設の基本設計や設計方針の安全性、原子炉設置に必要な技術的能力及び経理的基礎、重大事故の発生及び拡大防止に必要な措置や原子炉の運転を的確に遂行する技術的能力等の確認をしている。これまでも安全性に関わる原子炉施設の基本設計のみならず、運用面での技術的能力も含め、基準に適合していると認められた設置変更許可のタイミングで、地元の理解を得られるよう取組を開始している。」との回答がありました。

その他の項目については、ご確認いただければと思います。

32ページをご覧ください。

「3市の要望事項に対する国・県・中国電力の回答」についてです。国、県に対しては、大きく3点要望しております。避難対策の実効性向上、周辺自治体の意見を反映する仕組み、財政的支援の3つであります。

32ページの②は、避難対策として避難道路整備の関係ですが、国からは「道路整備を含む原子力防災対策の充実は、地域住民の安全・安心の観点から重要であると認識している。第6次エネルギー基本計画においても、避難道路の整備や防災体制の充

実などの課題に対し、政府として真摯に向き合っていくこととしている。関係府省で協力しながら、丁寧に対応する。」との回答がありました。

33ページの⑤をご覧ください。

周辺自治体の意見反映の関係ですが、国からは「原子力発電所の再稼働にあたっては、住民の理解が重要であり、国も前面に立って最善の努力をする。その際、周辺自治体の声もしっかり受け止め、丁寧に取り組む。なお、再稼働に際しての理解確保のための活動範囲や方法については、各地の事情が様々であることから、国が法令等により一方的・一律に決めるのではなく、各地域の実情を踏まえて、対応することとしている。」との回答がありました。

36ページの⑩をご覧ください。

避難対策として、国の積極的支援についてですが、国からは「不測の事態により自治体だけで対応できない場合、自治体の要請に基づき、被災者の救助、道路啓開、住民避難等について、全国規模の実動組織による支援を実施することとしている。防災対策の一層の実効性向上に向け、実動組織による支援や訓練等による検証等を通じて、原子力防災体制の更なる充実・強化に向けた取組を促進する。」との回答がありました。

同じく36ページの⑬と⑮をご覧ください。

財政的支援の関係ですが、国からは「関係自治体が行う原子力防災対策に必要な経費については、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等により、財政的な支援を行っている。今後も必要な予算が確保できるよう努めるとともに、関係自治体等の意見・要望を聞きながら、弾力的な支援を行えるよう努める。」との回答がありました。

38ページの①をご覧ください。ここからは、県への要望と回答になります。

避難先自治体の理解促進についてですが、県からは「より円滑な避難受入れのため、岡山県及び広島県と連携をとりながら、マニュアルの策定の促進に向け、市と一緒に頑張って取り組む」との回答がありました。

同じく 38 ページの②をご覧ください。

市内避難がある本市への全面的な支援についてですが、県からは「市内で多数の避難所の開設が必要となるなど、円滑な避難のための支援が必要となった場合には、県の支援要員の派遣に加え、国への支援要請や、他の都道府県への協力依頼、中国電力への要員派遣の要請など、様々な手段を講じて支援を行う。」との回答がありました。

39 ページの③をご覧ください。

住民周知の徹底についてですが、県からは「やさしい日本語を使った防災パンフレットの作成など外国人向けの広報手段の検討を行っているが、居住又は一時滞在する外国人の方を意識した平時の広報・緊急時の情報伝達も重要なことと考えており、市と一緒に取り組む」との回答がありました。

④をご覧ください。

避難車両確保に向けたバス事業者等への支援についてですが、県からは「バス事業者等の厳しい状況を踏まえ、これまでも支援を行ってきたが、今後の支援も引き続き検討する」との回答がありました。

⑤をご覧ください。

避難対策としての避難道路整備の関係ですが、県からは「より円滑な避難が可能となるよう、国に対して道路整備等の支援の拡充を、引き続き要望する。県の幹線道路の整備については、災害時の輸送路等として重要な機能を担う「骨格幹線道路」を優先的に整備する、などの方針を定めた「島根の『つなぐ道プラン2020』」に基づき整備を進める」との回答がありました。

40 ページの⑦をご覧ください。

財政的支援の関係ですが、県からは「原子力防災等に継続して取り組むことができるよう、核燃料税を財源とする交付金について、毎年度一定の額を保障する仕組みを検討している」との回答がありました。この件については、後ほど、説明いたします。

41 ページの⑩をご覧ください。

中国電力との安全協定についてですが、県からは「国に対して、立地自治体・周辺自治体の双方の意見が、稼働・再稼働の判断に、適切に反映される仕組みを要望する」との回答がありました。

42ページの①をご覧ください。ここからは中国電力への要望と回答になります。

安全協定についてですが、中国電力からは「これまでの協議で提案した内容は、同社としてとり得る最大限の対応を織り込んだものと考えている。安全協定の目的は、立地自治体と同じであり、安全協定の運用においては、これまでどおり誠意をもって、立地自治体と同様に対応する」との回答がありました。

他市の要望項目については、ご確認いただければと思います。

46ページをご覧ください。

国・県・中国電力からの回答を受けまして、出雲市から意見を述べております。

国に対しては、「エネルギー政策等に関する広報活動の徹底」について、中国電力に対しては、「立地自治体と同様な安全協定の締結と、不適切事案の再発防止」について、県に対しては、「住民向けパンフレットの作成」と「広域避難訓練の実施」について意見を述べております。

国からは、「第6次エネルギー基本計画について、広報活動、理解活動をしっかり行っていくことが重要だと考えている。原子力発電は、カーボンニュートラルをめざす中でも必要不可欠であり、引き続きベースロード電源として持続的な活用を図っていくことが大事である。こうした点について、広報活動、理解活動を粘り強くやっていかなければならない。」との回答がありました。

中国電力からは、「安全協定について、3市長のご意見として真摯に受けとめる。不適切事案への対応については、安全文化の更なる醸成に努め、不適切事案をしっかりと抑え込んでいけるよう、トップ自らの責任として対応していく」との回答がありました。

県からは、「住民向けパンフレットについては、松江市の例も参考にしながら、一

緒になって取り組む。広域避難訓練については、3市とともに内容も工夫して計画的に取り組んでいきたい。避難先自治体との理解促進、連携強化に取り組んでいきたい」との回答がありました。

47ページの中段以降、安来市長、雲南市長及び知事の発言要旨等を記載していますので、ご確認いただければと思います。

第3回知事・3市長会議についての説明は以上です。

続いて、54ページをご覧ください。

島根県原子力防災安全等対策交付金の見直しについて、でございます。この交付金は、核燃料税を財源として、県が松江、出雲、安来、雲南の4市に交付しているものです。

先ほどの知事・3市長会議の報告において、3市からの要望に対して、県から「毎年度一定の額を保障する仕組みを検討している」との回答があった旨、説明しましたが、県は、先月開催された県議会おきまして、この資料を提出して、交付金の見直し内容について説明しております。

鳥取県が、現在、米子市、境港市に交付している金額の2千万円は、島根県の算定方法による金額よりも多く支払われているということから、来年度から、出雲市、安来市、雲南市の交付金額を、鳥取県と同じ水準に引き上げるというものであります。

具体的には、現在、出雲市には、核燃料税の4%相当、年間約3千万円が交付されておりますが、今後、核燃料税収入に増減があったとしても、最低保障額として、8千万円を交付するというものであります。

以上が、島根県原子力防災安全等対策交付金の見直しについての説明です。

最後に、55ページをご覧ください。

島根原発2号機に係る県からの意見照会について、でございます。

県と周辺3市が締結している「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書に基づきまして、県から文書で周辺3市に対する意見照会があり

ました。

島根原発2号機の再稼働判断にあたって、周辺3市の考えを理解し、意見をくみ取るために、知事・3市長会議が設置されており、その会議の場で意見聴取が行われています。今回送付された文書は、県としての進め方、考え方を、改めて書面で出されたものと考えています。

2号機の再稼働については、本協議会委員の皆様からのご意見や市議会、原子力の専門家である原子力安全顧問等の意見を伺いながら、総合的に判断してまいります。

島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議についての説明は以上です。

○伊藤副市長（副会長）

ただいまの知事・3市長会議は、11月、12月に開催されたものでございますが、この概要について説明いたしました。大変ボリュームのある内容でございますので、ポイントだけ事務局から説明させていただきましたが、この件につきましては、ご意見のある方は、挙手のうえ、ご発言いただきたいと思います。

○景山委員

新日本婦人の会出雲支部の景山です。質問させていただきます。

資料の33ページの⑤、⑥に関連して、市長は、原発の再稼働を進めるにあたっては、周辺自治体の意見も十分反映される新たな法制度を構築することと要望されていますが、新たな法制度とは具体的にどういうことかお伺いします。それに関連しまして、2号機の再稼働については、ご承知のように周辺の自治体では、次々と再稼働の是非を問う住民投票条例の制定を求めて市民運動が起きており、署名活動が盛んに行われております。既に3つの市で条例制定に必要な署名数が各市に届けられていますけれども、原発の再稼働問題は、住民にとってとても大切なテーマであり、原発を動かすかどうかということは、そこに暮らす人々の声を直接聞き、反映させるということでは住民投票条例は非常に重要なものだと思っています。出雲市でも署名が提出

された折には、是非とも制定に向けて力を尽くしていただきたいと思います。先ほどの、周辺自治体の意見を反映させる新たな法制度を構築したいという思いが市長にはあるようですので、例えば、住民投票条例を制定することも市長の考えの中にある法制度に関わることなのかということをお伺いしたいです。

#### ○間島防災安全部長

出雲市防災安全部長の間島でございます。大きく2点ご質問いただいたと思っております。まず国に求めている新たな法制度ということですが、原発の稼働・再稼働について、立地自治体・周辺自治体ありますが、それらの了解が必要だということや、それが法律上は明記がされていないということであり、現実には電力事業者と安全協定を結ぶことによって、その了解をする、しない、そういったことがされているのが実態でございます。

そのため、我々としては、立地・周辺関係なく、我々の意見が稼働・再稼働に反映できるような法律の仕組みが欲しいという意味で、新たな法制度ということや、言っているというのが、この内容であります。

それから住民投票条例を求める直接請求、それから、その署名活動がされているというお話をいただいたところですが、その条例も含めて法制度に入れて欲しいということや、言っているわけではございません。今、出雲市でもそうした署名活動が行われており、これが進みまして、有効な署名数が集められれば、これは当然、法律に基づいて、必要な手続きを市としても行っていくということや、でございます。

#### ○伊藤副市長（副会長）

その他に意見のある方はどうぞ。

#### ○倉塚委員

出雲すこやか会の倉塚です。色々な防災について住民の方々や色んなところから質問が出て、答えが出ていますが、コロナ禍について、いったい広島に避難できるのかとか、たくさんの人をバスに乗せることができるのかとか、新たな問題が出てきてい

ると思います。

これについてはどうお考えですか。今日も、市長さんがいらっしゃらない。それでは、いざとなったら市長はどうやって陣頭指揮をとられるのかとか、今日もやろうと思えばリモートに参加されることができたと思いますが、そういうことを迅速に対応できるようになっているのかなど、疑問があります。

それと、もう少し大きい話をすると、福島事故から10年ですが、まだ緊急事態宣言が解かれておらず、そしてまだ帰れない人がいる、暮らしの見込みが立たない人がいるという状況下であります。

その状況の、その前の段階で、例えば国会などで野党の国会議員が、総理に、福島原発は、津波が来たときに大丈夫かという質問をされています。でも、それはいとも簡単に、いや大丈夫です、みたいな総理大臣の答弁があり、何も対応がされなかった。結局、下でこんなに一生懸命頑張って話し合っている、総理がいや大丈夫でしょって言われたら、それだけなのかというふうに、そういう住民の不安とか、一生懸命対応している下の人たちの努力が報われる政治が本当に行われているかどうか、ちょっとそれに最近疑念を抱いております。

私たちの会でも、こういうことを話し合うことがあるが、絶対避難できないというのが、みんなの意見ですので、それもお伝えします。以上です。

#### ○間島防災安全部長

大きく2点ご質問いただいたと思います。まず一つ、今まさにコロナ禍、島根県においても、知事がまん延防止等重点措置の要請をするというような報道も出ているような状況でございますが、原子力災害、それからコロナの感染拡大があった際に、避難については、ガイドライン、対応マニュアルが作成をされておまして、それに従って感染対策を取りながら避難していくという計画をしています。

それと、市長もリモートでできたのではないかということですが、昨日夕方ということもあり、今日は欠席をさせていただいたところです。方法としては、もちろん、



リモートのような方法もとれると思っております。

それから、福島事故から10年経って、まだ避難され続けている人がおられます。一方で、国会答弁などだと思いますが、大丈夫だという発言もあったというお話がありました。これは、まさにおっしゃるとおりでありまして、それが、いわゆる安全神話、原発は絶対大丈夫だという安全神話っていうのが非常に批判され、事故の原因調査も進められ、それらが教訓、反省となって、新たな規制基準というのが作られたわけでございます。今回、新たな規制基準を満たした場合、許可が出た場合というのは、国の方は、福島と同じような事故、重大事故に発展する可能性は極めて低いと言いつつも、絶対に安全ではないという言い方もしており、我々としては、市民の皆さまに安全に避難いただけるように、しっかりと計画、これも計画を作って終わりではなく、課題が見つければ、随時改善する必要もありますし、訓練もしっかり行い、その訓練も、コロナも当然想定をした訓練を繰り返すことによって、実効性を高めていく、これが我々の役目だと思っております。

○伊藤副市長（副会長）

他の委員の皆様、そのほかございますか。

○森山委員

35ページで雲南市長が要望されていますが、再生可能エネルギーの普及の推進というようなことが書いてあります。それと同じようなことですが、当面2号機の再稼働は、脱炭素社会の実現のため、あるいは昨今の経済情勢からしても必要だと思っておりますが、しかしながら、先ほどもお話がありましたが、福島の現状を見ると、まだ帰れない人がいると、あんな悲惨なことは二度と起こってはいけないという風に思っています。

何が言いたいかという、原発をやるなら、いつ頃を目途にして原発をやめるといったようなことを言わないといけない。例えば、3ページに書いてありますが、新規規制基準を満たせば絶対安全かとの問いに対して、リスクはあると回答されています。

リスクがあるようなものは、完全にゼロでなければ、福島のようなことを二度と起こしてはならない。チェルノブイリも然りです。1万年に1回か、千年に1回かわからないが、本当は、国の方もいらっしゃるかと思って、このようなことを言おうかと思っていました。市長から言われる機会があれば伝えて欲しいですが、35ページの回答は、大まかに言えば、原発に頼らない新しいエネルギーを早期に確立せよと書いてありますが、回答は訳がわからないことが書いてありますが、やはり長い将来、30年後か、50年後には原発はゼロだというような方向に向かわないと。リスクがゼロではないようなものをやっとっては、想定外ということになるわけですが、そんなことではあまりに可哀そうすぎる。本当に許せないと思います。

日本のエネルギー政策の、日本は資源に乏しい国であり、原子力に頼らざるを得ないという回答だということは、わかってはいますが、しかし、こういうことを2回も、3回も起こしてはいけません。絶対に起きてはならないことであり、是非とも将来目標は原発ゼロ、当面は仕方がないけれども、原発ゼロをめざすんだということですね。しかも、先日18日の新聞でしたか、国のクリーンエネルギー戦略というものができそうですが、策定に向けて、閣僚と専門有識者による会議を首相官邸で開かれたそうですが、そこでは水素などを活用した今後のエネルギー政策、原子力を含めてですね、やられるそうですが、新規のものとか、原発の建て替えは考えていない、それは入れないというようなことが言われているようですが、現在、直し直しで修繕しながら新しいものは認めないというようなことが言われています。国でも、そんな考えを一方では、これは選挙を意識した表現かもしれませんが、そういう心配もしながら、政策の方を考えられているようですので、是非とも、原発をいつまでも続けるものではないということを出雲市としても言って欲しいと思っています。

それともう一点は、日常的に地域で色々な防災対策にも関わっていますが、湖陵にも平田から2千人程度避難されることに計画上なっています。避難されれば当然受け入れてお世話をしないといけないと思っていますが、具体的に、この防災計画を読

んでも、それぞれ受入先の市町村が避難者のお世話をすると、避難所を開設したりすると書いてありますが、具体的に自主防災組織とかですね、最終的には自主防災組織が中心となって運営するみたいなことが書いてありますが、湖陵は30kmから40kmくらいになるため、子どもがいる若い奥さんなどは避難する方がたくさんいると思います。そうした場合、誰が一体お世話をするのか、というところが私は非常に心配しています。いつ起こるかわからないから、もっと具体的に説明していただきたいと思います。

○伊藤副市長（副会長）

森山委員から2点について、ご意見を伺いました。

原発の将来についてどうするかというお話がありました。本日、市長は欠席しておりますけれども、私が市長の個人的な見解を含め、聞いていることを申し上げます、やはり将来的には原子力発電の依存度を段階的に減らす必要がある、というふうに市長は申しておりました。一方で、現在の社会経済活動の中で、今の生活、経済を動かしていくためには、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギーの比率を引き上げる必要がある。ただ、これもすぐにできる状況にはなくて、相当程度それを引き上げるためには時間も必要であろうと。そういうことからすると、一気に国内すべての原発を廃炉にするのは困難である。やはり段階的に減らしていくのが現実的ではないか、という発言を市長はかつてしておられたので、そういう発言をここで披露させていただいて、先ほどいただいた森山委員のご意見については、しっかりと市長に伝え、さらに国・県にいう便があれば、そういう主旨の話をしてまいりたいと思います。

○間島防災安全部長

2つ目の質問、出雲市の場合、市内避難がありまして、例えば、湖陵の場合、平田の方から避難者を受け入れていただくようなお話があるわけで、受け入れ側にしてみれば、おっしゃったようなご心配なり、必要な準備なり、そういった備えも必要になってくるというご指摘だと思います。

おっしゃる通りでございまして、避難の受け入れする際に若年の方とか子供とか、介護が必要な方とか色々あるかと思いますが、基本的には避難する側もご家族の方と一緒に避難をされますので、自分の身の回りのことは、ご家族でしていただくようになりますし、受け入れる湖陵の方につきましては、避難所の開設のお手伝いであるとか、そういったところでお願いしたいと思っております。

いずれにしても、そうして不安があるということが非常に重要な問題でございますので、今後、地区の方とも話をする、それから実際に避難訓練をやってみる。そういった取組が非常に重要だと思ったところでございます。

より具体的なお話を、地区の方に入らしていただいて、今後もさせていただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○伊藤副市長（副会長）

よろしいでしょうか。そのほか、どうぞ。

○周藤委員

皆さまの話を聞いていると、いずれ原子力発電に繋がっていく、そういう感じありますが、原子力発電をするうえにおいて、今、ウラン燃料を使用されているが、使用済燃料の再処理、いわゆるリサイクルですね、そうしたものをされると、それについては再度協議されるのか、それとも少しずつそういうことに移行されるわけですか。

○間島防災安全部長

プルサーマルのことをおっしゃっているかと思いますが、ウラン燃料を再処理して、もう一度燃料として使うということで、中国電力もそういったような計画があるというように伺っていますが、具体的にいつかということはまだ聞いておりません。また、そういった動きがあれば、こちらの協議会の方にもお話をさせていただきたいと思っております。今、具体的にそれが進んでいるということではないと思っております。

それから再処理工場については、国から許可が出て、これから建設を進めていくというふうに伺っています。

○伊藤副市長（副会長）

よろしいでしょうか。それ以外のご発言ある方。はいどうぞ。

○川光委員

先ほどの森山委員の意見に関連して、私も質問しようと思っていましたが、例えば荒木地区の方には4地区の方が避難されますが、昨日配布されたアトムの広場という島根県防災部からのチラシが入っていて、見ますと、避難行動要支援者への対応というところで、私が今、地区の防災組織の救護の方を担当している関係で、例えば伊野地区の要支援者の情報とかですね、会議に出ても、先ほど、森山委員がおっしゃったように、そういう受入れの話は全然なかったなというのを、今朝、そのアトムの広場を見てですね、市内の受け入れというか、全然具体性がないというのを、先ほど森山委員さんがおっしゃったとおりで、全然進んでなくて、私、前の会議の時にも確か発言したと思いますが、その時も具体的に避難訓練を市内の受け入れを、受入先と、入って来られる方をするとおっしゃっていましたが、全く進んでないと感じるので、その辺をお答えいただきたいと思います。

○間島防災安全部長

市内避難についてのご指摘だと思いますが、全く進んでいないと受け取っておられることは大変申し訳ないと思っております。

具体的に、地区の方といろいろご相談をして、受け入れる側、それから避難する側、十分に話をしていく必要があるというふうに思っています。

今時点、その動きがないということについては、これはお詫びをしたいと思います、これからしっかりとやっていきたいと思っております。

ただ、自然災害の時の避難というのがありますが、避難所に来られる方は、必ずしもその地区の方ではありません。避難する場所というのは、場合によっては、身の回りの方が危険な場合というのは、少しでも遠いところに避難するということは、十分あり得る話でありまして、その避難をする、避難を受け入れるというその行動自体

は、実は原子力も、自然災害も変わりがないわけであり、ただ、原子力に特化して、地区の方で話をした方が良いというのは、まさにおっしゃる通りでございますので、今後、ご相談させていただきたいと思います。

○伊藤副市長（副会長）

はい、そのほかございますか。

○三島委員

平田地域自治協会連合会の三島と申します。福島原発事故後、同規模の地震、津波災害による事故対策はされているのではないかと思います。原発再稼働をした場合、廃炉するまで長期的なリスクをずっと負っていくことになるわけです。現在なされている対策だけでなく、今後様々な諸問題が出てくる可能性がないとは言えません。諸問題を想定しながら、長期的な対応を続けて頂きたいと思います。また、避難訓練や避難行動説明会においても丁寧な説明をこれからもしていくということですが、今までの避難訓練や説明会の参加者は大半が固定的な人です。今後は、住民が放射性物質はどの様なものか、避難行動はどうすればよいか、十分理解出来るように中国電力・国・県・市・地域が協働で丁寧な避難行動、説明会を実施して頂きたいと思います。よろしく願いいたします。

○間島防災安全部長

まず、長期的に考えていかななくてはいけないというご指摘、それからわかりやすい説明が必要だという、大きく2点のご意見をいただきました。おっしゃる通りであり、どこかの時点で、これで対策が十分だというふうにしてしまうのが、むしろ危険であり、新たな課題があれば、それぞれ対策をしていくと、いうことはおっしゃる通りでございます。引き続き、そういったことで取り組んでいきたいと思っております。

それから、住民説明会も含めまして、市民の皆様にもわかりやすく伝えていくということも重要であり、今、県とも相談しておりますが、住民の皆さんが、いざ原子力災害があったときにどう行動をとればいいのかというの、地区単位で、オール出雲で

はなくて、それぞれの地区の皆さんが、どこにどのルートで、こういった対策をしながら避難していけば良いのかがわかるような、パンフレットみたいなものを作りたいと思っています。それを作って、全戸配布したいと思いますので、その資料についても、わかりやすい資料で作らせていただきたいと思います。

○伊藤副市長（副会長）

はい、次どうぞ。

○周藤委員

避難が必要となった場合、例えば、農地はどうなるのか、企業活動はできなくなると考えられるし、商売されている方も続けられなくなる。避難先での生活にお金もかかるだろう。そうしたことへの補償は、すぐに行われるのですか。

○間島防災安全部長

事故になって避難した場合、残された農地とか、その仕事の面とか、そういった補償はどうなるのかというお話だと思います。

まず、事故の責任、これはもうまさに電力事業者、中国電力ということになるということであり、中国電力からも、責任は、まずは我々にあるということでは言われているし、その補償もしっかりするということが事業者としても言われます。

そのうえで、国も、そうした補償についても、確実に補償ができるようにすると言っています。そういった事故が起きないようにすることが一番ですが、万が一そういったことになれば、電力事業者が責任をもって対応されるということでございます。

○伊藤副市長（副会長）

そのほか、いかがでしょうか。それでは、説明事項の3番目、「出雲市原子力安全顧問から出された意見の概要」について説明をさせていただきたいと思います。

○角原子力防災室長（事務局）

それでは、出雲市原子力安全顧問から出された意見の概要について、ご説明いたします。

資料3の表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。

国や出雲市、中国電力からの説明を踏まえ、原子力安全顧問会議等でいただいた主な意見を、「安全性」「必要性」「住民の避難対策」「その他」という括りでまとめております。意見を一部ピックアップして、ご説明いたします。

まず、安全性に関するご意見でございますが、

「新たな設備は、新たなリスクにも繋がる。そうしたリスクも含めて適切なリスク評価を行って欲しい。」

「日本の事故対応は、原因究明して、再発防止を徹底するという手法をとりがちだが、なぜ防げなかったのかという観点の分析が大事。今後起こるかもしれない新たな問題も想定して対策を講じる必要がある。」

「地震動について、現状では妥当なものと考えているが、今後発生する地震からも新たな知見を取り入れて継続的に検討して欲しい。」

「島根原子力発電所の安全性が他の原子力発電所に劣っているとは思っておらず、再稼働に反対するものではない。ただし、過去の経験に基づかないリスクも含めて継続的な改善が必要であり、行政、事業者とも厳しい目で自己改善に取り組んで欲しい。」

などの意見があり、原子力規制委員会の審査結果、中国電力の安全対策等を疑問視する意見はありませんでしたが、先ほど申し述べたような今後取り組んでいくべき課題についての意見をいただいたところです。

次に、必要性に関する意見としては、

「原子力発電所が運転停止している間、電力事業者の努力で電力を融通できたが、今後もできるという保障はない。電力の安定供給という面で、様々な電源のあり方を踏まえながら進めて欲しい。」

「再生可能エネルギーには、時間的な不安定性だけでなく、送配電上の問題点等もある。原子力発電の課題だけでなく、再生可能エネルギーの課題も対等に比較した方



が良い。」

などの意見があり、国のエネルギー政策を疑問視するような意見はありませんでしたが、原子力発電だけでなく、各電源の一長一短を丁寧に説明するよう求める意見がありました。

次に、住民の避難対策に関する意見としては、

「原子力災害時の初期対策として、まずは屋内に退避し、その後の状況を把握してから避難を開始するという方策は妥当である。」

「組織が大きくなるほど、情報共有は上手くいかなくなることが多い。複合災害が発生した場合、原子力災害や自然災害の情報が同時に別々に提供されると、住民は対応に戸惑う可能性がある。実際の場面で円滑な情報伝達ができるよう、様々な想定を考えて訓練して欲しい。」

「安定ヨウ素剤については、服用によるリスクや年代による効果の差があり、事前教育が重要であることから、事前配布しない地域の住民に対しても、説明会等の場を設けるべきである。」

などの意見があり、国・県・市の避難対策や取組を疑問視する意見はありませんでしたが、更なる実効性の向上に向けた意見をいただきました。

最後に、「その他」として、原子力発電所の立地に伴うメリットとして、電力の安定供給はもとより雇用を生み出していることが大きな地域貢献ではないか。また、中国電力の社員の日々の尽力をポジティブに紹介しても良いのではないかといったご意見もありました。

簡単ではございますが、出雲市原子力安全顧問から出された意見についての説明は以上です。

○伊藤副市長（副会長）

現在、7名お願いしております出雲市原子力安全顧問から「安全性」「必要性」「住民の避難対策」ということでご意見を承っております。先ほど申し上げたような

意見がそれぞれの専門家の皆様方のお立場として私どもにいただいたものでございます。このことについて、ご意見ありましたらお願いいたします。

○有田委員

島根原発・エネルギー問題県民連絡会の有田と申します。よろしく申し上げます。

今日、資料1から資料3まで説明いただきました。資料3の説明にも関連して、発言をしたいと思いますが、必要性の中で「様々な電源のあり方を踏まえ」というところがあるが、「様々な電源のあり方」というところは私も大事だと思っています。それから、原子力発電所についてのメリットとして、電力安定供給をもとより雇用というところがあるが、こういった電力のあり方、またその原子力発電所のメリット、ということに関して、今日のこの会議は、前は11月に開催されているが、本当に短い期間での開催となっています。私も、案内を受けた時に、この前やったばかりなのだと思います。私も、案内を受けた時に、この前やったばかりなのだと思います。周辺自治体では、県の方から意見を求められるという立場ではないかと思っています。そういう意味では、こういう会議をきちんと開いて対応するという事は、大いに結構だと思います。さらに、一部の発言にもありましたが、多くの市民の方に意見を聞いて欲しいな、というふうに思っています。

私は、この会議に毎回参加させていただいていますが、いつも同じような内容のことを言っております。一つは、先日の1月17日は、神戸の阪神淡路大震災の被災した日でした。慰霊祭が行われました。その時に使われた文字は「忘れない」という文字でした。この1月17日の「忘れない」と、もし3月11日を同じような日として「忘れない」という文字を使ったとすれば、私はこの意味は全く違うと思います。阪神淡路大震災は天災ですね。地球が変動することによって起きた大きな災害であった。しかし、3月11日は、これは明らかに人災です。我々が核分裂という技術を見つけて、それをエネルギーとして使用し続けてきました。そういう中で、災害の中で、

原子力発電所が大変なことになってしまった。もし原子力発電所がなければ、そういう災害は起こらなかった。でも、明らかに原子力発電所とは、そういう大きな危険を持ったものだの実証されたもので、私は人災だと思っています。

そういう意味で、この会議が安全対策ということで、安全にとにかく使おう、安全に使おうという、もう避難計画も立てて、そういう話になっているが、安全に使っても必ず副作用があります。それも核のゴミ、いわゆる核分裂生成物がずっと出てくるということです。今でも原子力発電所1号機の炉の中には、720本の使用済燃料が保管されていると書いてありました。今日の報告の中にも、発生した廃棄物を保管する場所にまだ余裕があるという報告もありましたが、実際は、1本250キロするものが722本残っています。2号機にももちろんあります。こういったものを、どこに持っていくかっていう話が、国の方では決めていません。北海道で、今検討中というのがあります。私たちは、1960年代から原発の、幸い安全な中で使われて、そのエネルギーの下で、文化的な生活を営むことができた。

しかし、100年後、200年後にはおそらく原発はなくなると思います。ウラン燃料もなくなるから。しかし、原発はなくなっても、そこで使用された核分裂生成物というのはずっと残り続けます。私がいつもここで発言するのは、自分たちさえ良ければいい、後のことは後世の人達に任せればよい、そういう生活の仕方を私はしたくない。

そういう意味で、使い続ければ必ず核のゴミが出るということ、皆さんやっぱりしっかり認識をして、こういう生活で良いのか、みんなで考えなければいけないふうには思っていますので、こういう場でも是非、原子力発電所を使うということは、こういうことだということ、これを理解していただき、今後の生活を考えていく必要があると思います。以上です。

○間島防災安全部長

ありがとうございます。ご意見をたくさんいただいたと思います。使用済燃料、高レベル放射性廃棄物の最終処分地が決まってないという問題であります。これは

非常に重要、重大なことであり、市としてもこの件については、国の方がしっかりと理解活動を進めて、しっかりとした最終処分を進めていただきたいと思います。それから、今が良ければ、後の世代はどうでもいいのかというようなお話もありました。将来の人たちのことも考えて、しっかりと考えるべきだというご意見もいただきました。これもおっしゃるとおりであり、国の方の説明では、エネルギー政策というのは、そういったことも含めて立てられているとのことであります。例えば、地球温暖化のCO<sub>2</sub>削減の問題などがまさにそうだと思いますが、今が良ければ良いということではなく、CO<sub>2</sub>を削減して、将来にわたって持続可能な社会にしていくということが、そもそも謳われていると思っています。重要なご指摘をいただいたと思っています。

それから多くの人の意見を聞かなければいけないというご意見もあったと思いますが、住民説明会も行いましたが、これは自然災害も含めてですが、先ほど地区の方に色々ご発言いただきましたが、色々防災について地区の方で勉強したいであるとか、訓練したいとのお話を、年間何十回いただいており、今後も原子力も含めまして、直接、近い場所で地区の中でお話をさせていただきたいと思っていますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思っています。

それから会議の期間が短いという件ですが、色々動きがあれば、協議会の皆様にはしっかりと情報提供をさせていただき、ご意見をいただきたいと思います。必要な節目で、この会議は、今後も開催させていただきたいと考えております。

○伊藤副市長（副会長）

はい、ここまで3件のご報告ご説明させていただきましたが、全体を通してでも結構でございますので、是非ご発言のある方はお願ひします。いかがでしょうか。

はいどうぞ。

○川光委員

顧問会議の中で、以前、巡視の不徹底という問題がありましたが、職員に対する意

識改革とか、そういうところの話題というか、意見はなかったでしょうか。

○間島防災安全部長

中国電力において、これまで何度か不適切事案が生じており、それらについて顧問会議で意見があったかという質問だと思います。今の資料の中ではないですが、過去の顧問会議で中国電力を呼んで説明していただく中で、そういったところのご意見をいただいたと思っています。それは不適切事案に限らず、我々行政に対してもですが、改善していくべき事項、それからこういった課題があるといった指摘をいただくことを目的とした会議であり、不適切事案も含めて、様々な意見をいただいていると認識しております。

○伊藤副市長（副会長）

その他、皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは予定をしておりました案件については、ご説明し、ご意見承りました。活発なご議論、ご意見を頂戴し、ありがとうございました。

島根原発2号機の再稼働につきましては、皆様からいただきましたご意見も踏まえまして、適切に判断をしてまいりたいと思います。今後とも委員の皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げ、議長としての役割を終わらせていただきます。

○間島防災安全部長

それでは以上をもちまして、第12回の協議会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。